



成 議 第 3 6 2 号
令和8年8月17日

成田市議会議員
上田 信博 様

成田市議会議長 荒木 博



注 意 書

令和8年5月7日付けで請求のあった貴殿に係る審査請求について、成田市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）に基づき、成田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）へ審査を付託したところ、審査結果報告書（以下「報告書」という。）のとおり、政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認定されました。

政治倫理条例第2条第2項において、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。」と規定しております。報告書において、審査請求の発端となった小菅地区民間開発事業に関する疑惑報道について、未だ十分な説明がなされず、疑惑が解消された状況ではないとの指摘を受けておりますので、今後、適切に説明責任を果たされるよう求めます。

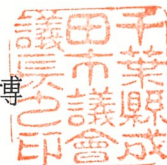
また、今般の審査会への貴殿の対応については、政治倫理条例に反する行為が見受けられたことから、本注意書の趣旨を理解の上、今後、市議会議員として適切な行動をとられるようお願いいたします。



成議第362号
令和8年8月17日

成田市議会議員
鬼澤 雅弘 様

成田市議会議長 荒木 博



注 意 書

令和8年5月7日付けで請求のあった貴殿に係る審査請求について、成田市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）に基づき、成田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）へ審査を付託したところ、審査結果報告書（以下「報告書」という。）のとおり、政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認定されました。

政治倫理条例第2条第2項において、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。」と規定しております。報告書において、審査請求の発端となった小菅地区民間開発事業に関する疑惑報道について、未だ十分な説明がなされず、疑惑が解消された状況ではないとの指摘を受けておりますので、今後、適切に説明責任を果たされるよう求めます。

また、今般の審査会への貴殿の対応については、政治倫理条例に反する行為が見受けられたことから、本注意書の趣旨を理解の上、今後、市議会議員として適切な行動をとられるようお願いいたします。